

熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領 Q&A

Q 1 : 補正の対象工事は、どの工事か教えてください。

A 1 : 本通知（令和5年5月23日）以降に起工した建設工事（営繕工事を除く）のうち主たる工事が屋外作業である工事です。

Q 2 : 対象となる期間は契約工期となるのか。

A 2 : 工事の始期から工事の終期までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計になり、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含みません。ただし、変更契約手続き上、完成までを対象期間とする事が困難な場合は、受発注者協議により、別途定めた日を完成とみなすことができます。

Q 3 : 補正の対象工事であるかどうか、判断できない場合はどうすればよいですか。

A 3 : 公告文、特記仕様書に対象工事である旨の記載があるか確認してください。

Q 4 : 工場製作の場合はどのように算定するのですか。

A 4 : 工場製作を含む工事は当該期間を工期から除くものとします。

例えば、鋼橋製作・架設工事を受注した場合は、工場製作期間を除いた期間を補正の対象とします。

Q 5 : 工事一時中止した場合はどのように算定するのですか。

A 5 : 工事一時中止期間を除いた期間を補正の対象とします。

Q 6 : 真夏日率の計算根拠となる観測地点はどこを基準とするのか教えてください。

A 6 : ロ之津の観測所のデータを基準としてください。ただし、工事現場が別の観測所に近い場合は、監督職員と協議して決定してください。

※日最高気温30度以上または暑さ指数(WBGT)25度以上のいずれかが対象となりますので、日最高気温は気象庁のホームページ、暑さ指数(WBGT)は環境省のホームページを参照してください。

Q 7 : 真夏日の観測地点は、「気象庁の地上観測所」と「環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)」両方の観測記録を混在して算定してよいか。

A 7 : 観測記録については、混在しないようにしてください。

Q 8 : 現場管理費補正の計算方法について教えてください。

A 8 : 計算式は以下のとおりで「週休 2 日モデル工事」で実施した場合は、休日取得（現場閉所率）に応じた補正係数を乗じる計算となります。

①熱中症補正值(%) = 真夏日率 × 補正係数

※補正值、真夏日率とも小数点以下 3 位を四捨五入して 2 位止

②現場管理費 = 対象純工事費 × ((現場管理費率 × 補正係数*) + 熱中症補正值)

※この補正係数は、施工地域を考慮した現場管理費率の補正值のこと

計算例

【条件】

①対象額：純工事費 216,612,000 円

②施工地域：なし

③工期：契約工期 310 日のうち対象期間 300 日、真夏日が 50 日

④週休 2 日：4 週 6 休以上の場合 (1.03)

熱中症補正值 = 50 日 ÷ 300 日 × 1.2 = 0.20%

現場管理費 = 対象純工事費 × ((現場管理費率 × 補正值) + 熱中症補正值) × ④
56,000,700 円 = 216,612,000 円 × ((24.90% × 1.0) + 0.2%) × 1.03

Q 9 : 施工計画書には何を記載すればいいですか。

A 9 : ホームページに施工計画書記載例を掲載していますので、参考にしてください。